

人権

■12月4日(火)～10日(月)
は甲佐町「人権週間」です

本町では、毎年世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」と定め、12月4日から10日までを「人権週間」としています。

同週間は、憲法で保障する基本的人権の尊重と町民の人権意識の高揚を図ることを目的に、甲佐町「人権週間」実行委員会、町、町教育委員会が主催。期間中は、町民集会や人権パレードを開催します。また、町内の小・中学生および高校生の啓発作品を町生涯学習センター・ギャラリーモールに展示します。

町民集会や法律相談などを開催します



詳しくは町民センターにお問い合わせください

付けますので、ぜひご利用ください。

■町民集会

▼開催日時

12月8日(土) 午前9時

▼会場

町生涯学習センター

▼内容

・人権講演

講師 大里耕守さん(前南関町教育長)

演題 「世界人権宣言から70年を迎えて」

・小・中学生の人権作文発表

・甲佐高校の生徒による体験活動発表

・人権パレード

・特設人権(法律)相談

開設日時

12月4日(火) 午前9時～正午

会場

町民センター

■人権作品の展示

期間中、小・中学校の児童・生徒による硬筆や習字、甲佐高校や松橋西支援学校上益城分教室の生徒たちの標語などを町生涯学習センター・ギャラリーモールに展示します。ぜひご覧ください。

国民健康保険

12月は国民健康保険制度適用適正化月間



国保に関する届け出は町住民生活課まで

■国民健康保険資格の適正な適用にご協力をお願いします

町では、毎年12月を「国民健康保険制度適用適正化月間」とし、国民健康保険の資格の適正な管理と業務の効率化を図ることなどを目的として、社会保険などの適用対策の推進に努めています。

■国民健康保険の加入や脱退に関する届け出をお忘れなく

国民健康保険は、74歳までの社会保険(職場の健康保険で共済・船員保険も含む)の被保険者およびその被扶養者を除くすべての人に加入していただく制度です。社会保険を脱退または加入など資格の変更があった場合は、町住民生活課へ届け出をお願いします。

■国民健康保険への届け出が必要な手続き

●国民健康保険への加入届

▼届け出が必要な場合

社会保険を脱退した場合

▼手続きに必要なもの

社会保険を脱退した証明書または離職票、マイナンバーが分かるもの、印かん

●国民健康保険からの脱退届

▼届け出が必要な場合

社会保険に加入した場合

▼手続きに必要なもの

社会保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、マイナンバーが分かるもの、印かん

■社会保険の被扶養者になれる場合がありますのでご確認ください

同じ世帯に社会保険の被保険者がいる場合、その保険の被扶養者として認定されることがあります。

扶養認定できるかは、お勤め先にご相談ください。

■所得の申告はお済みですか?

国民健康保険税の軽減判定などに必要ですので、国保の加入者で所得の申告がお済みでない人は、町税務課にご相談ください。

町民センター ☎ 096-234-2459

町住民生活課 ☎ 096-234-1113(内線 106)

付加年金で受給年金額を増やしませんか



詳しくは町住民生活課にお問い合わせください

■国民年金付加年金制度で将来の受給年金額を増やせます

国民年金付加年金制度とは、国民年金第1号被保険者（国民年金に加入している方）および任意加入被保険者（65歳以上の方を除く）が、定額保険料に付加保険料を上乗せして納めることで、受給年金額を増やすことができる制度です。

▼国民年金の定額保険料
16,340円/月（平成30年度）

▼付加保険料
400円/月

■付加年金額について

付加年金額は、「2000円×付加保険料納付月数」です。例えば、20歳から60歳までの40年間、付加

保険料月額400円を上乗せして納めた場合、40年間で総額192,000円を余分に支払うこととなりますが、年金受給時に年額96,000円が加算されますので、2年間で取戻すことができます。

■付加保険料を納める際の注意事項

① 納めていただく際、次の点に注意してください。

② 付加保険料の納付は、申し込んだ翌月からとなります。

③ 付加保険料の納期限は、翌月末日と定められております。

④ 月末が土曜日、日曜日、休日などにあたる場合および年末の納期限は、翌月最初の金融機関などの営業日となります。

⑤ 納期限を経過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます。

⑥ 付加保険料を納付することを希望しない場合は、付加保険料納付辞退申出書の提出が必要です。

⑦ 国民年金基金に加入している方は、付加保険料を納めることはできません。

⑧ お問い合わせ先
熊本東年金事務所
096-367-8144

町住民生活課 ☎ 096-234-1113（内線 104）

年末年始のごみ収集・し尿くみ取り計画（12月25日〔火〕～1月4日〔金〕）

● 家庭ごみ収集

	収集地区	収集日	クリーンセンターへの直接持ち込み
年末	星の川団地、竜野地区（上早川五区・あゆの里緑川団地を除く）、乙女地区、白旗地区	12月27日（木） 12月30日（日）	・通常持込期限 12月29日（土） ・通常持込時間 午前9時～午後4時30分 ・持込料 100円/10 [㎡] ※個人の持込可 ※時間厳守
	宮内地区、甲佐地区（星の川団地を除く）、上早川五区、あゆの里緑川団地	12月25日（火） 12月28日（金）	
年始	星の川団地、竜野地区（上早川五区・あゆの里緑川団地を除く）、乙女地区、白旗地区	1月7日（月）から	1月4日（金）から通常持ち込み可
	宮内地区、甲佐地区（星の川団地を除く）、上早川五区、あゆの里緑川団地	1月4日（金）から	

▶ お問い合わせ先 御船町甲佐町衛生施設組合（クリーンセンター） ☎ 096 - 282 - 0688

● し尿くみ取り

	収集地区	くみ取り日	備考
年末	全地区	12月28日（金）まで	年末は非常に混み合いますので、早めにし尿くみ取り業者にお申し込みください。
年始	全地区	1月4日（金）から	通常受け入れ可

▶ お申し込み・お問い合わせ先

・甲佐地区（東寒野区・西寒野区・上豊内区の一部・星の川団地の一部を除く）

米村衛生社 ☎ 096 - 234 - 0308

・宮内地区、甲佐地区（東寒野区・西寒野区・上豊内区の一部・星の川団地の一部）、竜野地区、乙女地区、白旗地区

甲佐衛生社 ☎ 096 - 234 - 1217

町環境衛生課 ☎ 096-234-1169